## 追加要監視項目の測定計画への位置づけについて

## 1 目的

要監視項目として追加された8項目について、公共用水域の常時監視の水質測定計画へ位置づける。

- (1) 水生生物の保全に係る水質要監視項目 (平成 15 年 11 月環境省通知:参考資料 1)
  - ・クロロホルム
  - ・フェノール
  - ・ホルムアルデヒド
- (2) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する水質要監視項目 (平成16年3月環境省通知:参考資料2)
  - ・塩化ビニルモノマー
  - エピクロロヒドリン
  - 1,4-ジオキサン
  - 全マンガン
  - ・ウラン

## 2 平成 20 年度以降の測定計画への位置づけ

平成 16~18 年度に実施した実態調査の結果から、追加要監視項目に関する平成 20 年度以降の測定計画(案)を以下のとおりとする。

実態調査結果	水域	項目	地点	回数
指針値超過	河川	エピクロロヒドリン	庄内川水分橋始め2地点	年4回
		クロロホルム	逢妻川境大橋	
		全マンガン	日光川日光大橋	
	海域	ウラン	伊勢湾、衣浦湾、渥美湾各代	年1回
			表1地点	
指針値以下	河川	全マンガン	新川萱津橋始め 10 地点	年2回
~指針値の 50%以上				
指針値 50%未満	河川	クロロホルム	木曽川犬山橋始め7地点	年1回
		ホルムアルデヒド	日光川北今橋始め 13 地点	(ローリング
		1, 4ージオキサン	鹿乗川米津小橋	調査可)
		全マンガン	五条川待合橋始め 24 地点	
		ウラン	阿久比川半田大橋始め 5 地点	
未検出	河川	フェノール		今後の状況に
		塩化ビニルモノマー		より、測定計画 に位置づけ